

作成日 2006年10月1日

## 湾岸協力会議

The Cooperation Council for the Arab States of the Gulf

特許庁所在地等

P. O. Box 340227,

Riyadh 11333,

Kingdom of Saudi Arabia

TEL: 00-966-1-482-0136 & 482-0431

FAX: 00-966-1-482-9600

E-mail: gccpatent@gcc-sg.org

ホームページ: <http://www.gccpo.org>

## 湾岸協力会議に基づく特許出願 (GCC)

### GULF COOPERATION COUNCIL

#### 湾岸協力会議に基づく出願の概要

比較的新しい制度による出願であり、聞き慣れない出願制度かと思いますので、先ずこの会議に基づく出願（以下、GCC 出願と言います）がどのようなものかを簡単に説明します。

この湾岸協力会議は、以下の 6 カ国によって 1981 年 2 月 4 日にサウジアラビアのリヤド (Riyadh) で締結されました。

サウジアラビア (Saudi Arabia)  
バーレーン (Bahrain)  
クウェート (Kuwait)  
オマーン (Oman)  
カタール (Qatar) 及び  
アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates)

この会議の目的は、上記 6 ヶ国のペルシャ湾岸諸国が一市場を形成し、それぞれ協力しあってその領域内において技術等の開発や移転の促進を図ることを、目的としています。

GCC 出願の特徴は、一の出願により得られた特許権の効力が上記 6 ヶ国に自動的に及ぶ（統一特許付与制度）ということです。従いまして、この点広域特許出願としてのヨーロッパ特許出願 (EPC) は、その出願において特許の保護を求める国を指定しなければなりません。この GCC 出願はそのような必要もありません。更に、各国別に出願をするよりは、出願人にとって費用の点からかなり軽減されるメリットもあるようです。

なお、この GCC 出願は、特許を対象にしておりますので、意匠出願や商標登録出願をすることはできません。

1998 年 10 月 3 日より GCC 特許の出願を行うことができるようになった。

#### 適用法令

1999 年の改正特許法（改正施行規則は 2000 年 8 月 16 日施行）が現在適用されています。

なお、PCT 出願において GCC 特許の付与を求めることはできない。

#### 特許の種類

新規な発明(New Invention)に関する特許

なお、輸入特許(Patents of Importation)は、現在の法律では認められていないとのことです。

それでは、GCC 出願をするにはどのような書類が必要なのか、又どのように審査されるのか、説明します。

### 出願に必要な書類等

まず、出願書類はサウジアラビアのリヤド(Riyadh)にある特許庁に提出しなければなりません。

(1) 手続言語は、アラビア語です。

現地代理人からの情報によりますと、アラビア語及び英語による書類を特許庁に提出するようです。

なお、アラビア語訳の明細書等は出願と同時に提出しなければなりません。

(2) 願書: 出願人名及び発明者並びに住所等を記載します。

(3) 明細書・クレーム・要約及び必要な図面

明細書の記載は他の国と同様に産業上の利用分野、従来技術等を記載します。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。この署名は GCC 加盟国のいずれかの国の領事による、いわゆる領事認証(Legalization)を受けなければなりません。

出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡書 (Assignment)

法人が出願する場合に必要です。発明者が署名します。

この書類も領事認証が必要です。

出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(6) 登記簿謄本 (Extract of the Commercial Register 又は Certified Copy of Articles of Association or Incorporation)

法人が出願する場合に必要です。

この書類も領事認証が必要です。

出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合に必要です。

なお、優先権証明書が日本語の場合には、英語による訳文も提出しなければなりません。

出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

## 出願から特許までの手続

GCC 出願においては、審査請求制度は導入されておられません。

(1) リヤドの特許庁に提出された出願は、方式的要件(Formality)を満たしているか否かについて審査されます。方式的要件を満たしていないと判断された場合は、方式指令が発せられ指定期間に応答をしなければなりません。

この方式指令に対して応答がされなかった場合には、出願はされなかったものと扱われます。

(2) 方式的要件を満たした出願は実体的な審査が行われますが、出願人はその実体審査の費用の通知を受けた日から所定の期間内に料金を納付しなければなりません。この料金の納付がなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。

リヤドの特許庁は独自に審査をせずに、他の外国の特許庁（オーストリア特許庁又はオーストラリア特許庁）に審査を依頼しています。

ここで、不特許事由及び特許要件について説明をします。

### ① 不特許事由：

- ・ 発明が、発見や科学的理論又は算術的方法の場合。
- ・ 発明が、精神的な方法やゲームを行うための計画や規則等の場合。
- ・ 発明が、人体及び動物の診断方法や治療方法の場合。
- ・ 発明が、コンピュータプログラムの場合。

等が特許を受けることができない不特許事由として挙げられております。

### ② 新規性：

絶対的新規性が採用されております。従いまして、出願に係る発明が出願日又は優先権を主張する場合には優先日前に、世界中のいずれかにおいて公知、公用又は書面に記載されている場合には、新規性がない発明として特許を受けることができません。

但し、一定の場合には新規性喪失の例外が規定されております。

例えば、特許を受ける権利を有する者の意に反して出願日前1年以内に、発明が公知となった場合、また博覧会に出品したことにより発明が公知となった場合、です。

### ③ 進歩性や産業上利用性も特許要件となっております。

(3) 審査において拒絶理由が発見された場合には、拒絶理由通知が発せられ出願人は所定の期間内（発行日から3ヶ月）に応答しなければなりません。

この拒絶理由通知に対して出願人は、意見書の提出や明細書等の補正をすることができますが、その補正は出願時の明細書の記載の範囲内で行なければ

なりません。

補正書等の提出によっても、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合は、出願は最終的に拒絶の決定となります。

(4) 対応国出願情報の提出：

特許庁から提出の要求があった場合には、対応国の特許出願日及び出願番号、更には調査や審査結果を提出しなければなりません。

(5) 特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定がなされます。

この特許付与の決定の日から所定の期間内に特許付与等の料金を納付する必要があります。その後、特許付与すべき旨の決定が公告されます。

(6) 上記特許付与の公告の日から 3 ヶ月以内に、利害関係人は異議申し立てをすることができます。

上記特許付与の公告の日から 3 ヶ月以内に異議申し立てがなかった場合、異議申し立てが認められなかった場合には、特許原簿に特許が登録されます。その後、特許権者に特許証 (Letters Patent) が発行されます。

(7) 不服申し立て：

一方、拒絶理由通知に対する応答書が依然としてその理由を解消していないと判断された場合には、その出願は最終的に拒絶 (Final Rejection) されます。

この拒絶査定に不服を有する場合には、出願人はその通知の日から 3 ヶ月以内に苦情処理委員会 (Grievance Committee) に対して審判 (Appeal) を請求することができます。

## 特許権の存続期間について

(1) 従来は特許の日から 15 年でしたが、2000 年 8 月 16 日より出願日から 20 年となりました。

(2) 年金は、出願後 2 年目から出願維持年金を納付する必要があります。

## 特許権の侵害について

特許権者は特許発明の実施をする権利を占有します。従いまして、正当な権原を有しない者が特許発明を業として実施した場合には、特許権者は、侵害した者に対して損害賠償や差止請求をすることができます。

(1) 特許発明が物の場合

その物の製造、使用、販売又は販売のための展示、及びこれらのいずれかの目的のためにその物を輸入する行為。

(2) 特許発明が方法の場合

その方法の使用、その方法により直接得られた物の使用、販売のための

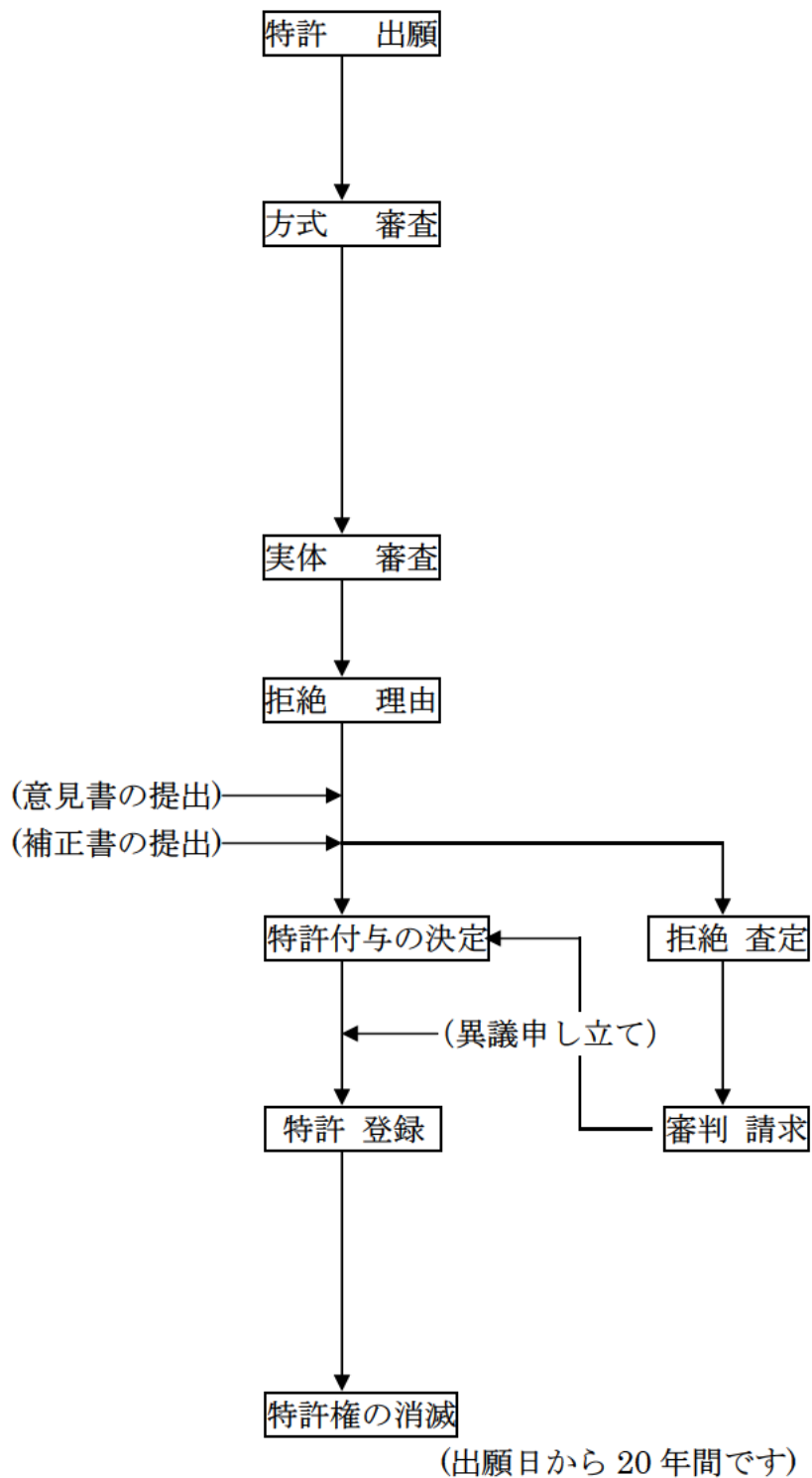
展示、販売、及びこれらいずれかの目的のためにその物を輸入する行為。  
冒頭で述べました様に、GCC 出願による特許権は 6 カ国に自動的に及びま  
すので、これらの 6 カ国のいずれかの国で実施行為をした場合にも特許  
権の侵害となります。

特許権の侵害訴訟は、侵害行為が発生した加盟国の裁判所に提起します。

**特許費用の一覧表について** (2006 年 10 月現在、単位は米国ドルです)

出願料金 (Official Fee)	1,068 ドル
現地代理人手数料	約 800 ドル
翻訳料金	100 ワード当たり 25 ドル

# 特許出願から特許権の消滅まで



## 《GCC 出願をするに際し留意すべき事項》

1. 出願をすることが決定した場合、先ずは現地代理人の選定が問題になるのではないのでしょうか。  
GCC 特許の特許庁が、サウジアラビアのリヤドにある関係で、加盟国は現在 6 カ国ですが、可能な限りリヤドにある代理人を選定するようにすべきではないかと思われます。
2. 出願の際には、アラビア語に翻訳をする必要がありますので、出願期限まで時間的余裕をもって出願準備に取り掛かるべきかと思えます。  
出願期限日まで現地代理人が翻訳等の時間的余裕がない場合には、優先日を確保するのに困難な場合も考えられるからです。また、短期間のために翻訳料金がかなりの割高になることも考えられるからです。
3. 委任状や譲渡証には、領事認証が要求されております。この領事認証手続はかなりの時間がかかります。また、領事館が長期休館の場合も想定できます。特に、共同出願人として、外国の出願人が加わっている場合には、現地代理人と密に連絡を取りつつ迅速に手続を進めることが望まれます。認証手続に手間がかかり、委任状等の提出期限までに提出できなかったような場合があるからです。
4. 出願書類を現地代理人に送付した場合には、ファックスの場合やエアークーリエーの場合、必ず受取りの確認をするようにすべきでしょう。  
書類が出願期限直前になり、現地代理人から届いていなかったとのリマインダーを受けることがしばしばあり、大騒ぎをしなければならない事態の遭遇する場合があります。
5. 特許庁に対して手続を採った場合には、必ずアラビア語及びその英訳文を添付するように現地代理人に依頼すべきかと思えます。  
アラビア語は殆どの日本人が理解できない言語であり、手続内容や権利範囲に関して後日誤解が生じる可能性があるからです。